

都市型震災に対する防災対策推進のため検討すべき課題及びその対策の検討状況

都市型震災対策関係省庁局長会議

1. 震度情報に関すること (1)

検討課題	対 策	関係省庁等	検討状況
自治体震度情報ネットワークの迅速な送信の確保	各都道府県における震度情報の送受信システムの現況と課題について実態を把握するとともに、システムの効率的な見直し等震度データ送信及び震度発表の迅速化等充実を図る。	消防庁、気象庁、内閣官房、内閣府	<p>消防庁と気象庁で連携して取り組んでいる「次世代震度情報ネットワークのあり方検討会」において、震度情報ネットワークシステムの効率的な見直し等、震度データ送信及び震度発表のさらなる充実について検討（8月23日検討会開催）し、年内中に都道府県へ提言を行う予定。</p> <p>気象庁において、以下の措置を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体震度計データの入電状況の把握体制を強化。 ・震度データの伝送の迅速化及び品質確保に資するため、震度計の設置環境に関する技術支援資料を9月中に送付済、震度観測システムの運用・管理に関する技術支援資料を10月中に送付予定。 ・東京都のシステム改良について、都に対する技術的な助言等を実施。
震度観測未入電や未設置地域の震度補完	震度データ未入電地点や震度計のない地域等、観測点の密度が低い領域での震度推計精度の向上のための技術開発を行うとともに、震度推計分布図の迅速な提供及び被害規模の推定精度の向上を行う。	気象庁、内閣府、内閣官房	<p>気象庁において、震度推計精度向上のための関連ソフトを技術開発中であり、迅速な提供とあわせて、今年度中の運用を目指す。</p> <p>内閣府においても、気象庁の取り組みにあわせて、今年度中に、震度推計精度の向上を行うとともに、それを活用した被害規模推計精度の向上を図る。</p>

2. 鉄道運行に関すること (1)

検討課題	対 策	関係省庁等	検討状況
<p>運転再開までの時間の短縮</p>	<p>各地震計で把握しているエリアを明確化し、当該地震計のうち基準に達したエリアのみ線路巡回をする等、安全確認の精度を損なわずに少しでも早く運転再開をする方法を検討する。</p>	<p>国土交通省、内閣官房、内閣府</p>	<p>鉄道事業者において、地震発生後、少しでも早く運転再開をするための対策として、路線別に運転規制を行う詳細な対応方法等について検討中。</p>
<p>輸送障害発生時の乗客等への情報提供等</p>	<p>現在、関東地区の鉄道事業者で構成する「輸送障害発生時の対応検討会」において、駅間に停車した列車の乗客に対する情報提供等について検討を終えたところであり、鉄道事業者の自主的な取り組みを促していくこととしている。また、駅に停車している列車の乗客や駅のホーム、改札口等に滞留している利用者に対する情報提供等の検討等についても今後検討を行う。</p>	<p>国土交通省、内閣官房、内閣府</p>	<p>左記検討会での検討結果（駅間に停車した列車の乗客に対する情報提供等）を国土交通省関東運輸局より管内の鉄道事業者へ通知し、自主的な取り組みを促す。</p> <p>また、引き続き、同検討会において、駅に停車している列車の乗客や駅のホーム、改札口等に滞留している利用者に対する情報提供等のあり方についても検討を進めていく。</p>

	さらに、乗客への輸送障害の情報提供手法の改善についても検討する。		
--	----------------------------------	--	--

3. エレベーターに関すること(1)

検討課題	対 策	関係省庁等	検討状況
閉じ込め防止対策	地震動を感知し最寄階にかごを停止させドアを開放する機能について、今回の地震における状況を分析・検証した上で、義務化の方向で具体的検討を行い、早急に関係法令を改正する。既存のエレベーターについては、引き続き、地震動を感知し最寄階にかごを停止させドアを開放する機能を推奨し、普及啓発を図るとともに、必要な支援策を講ずる。	国土交通省、文部科学省、厚生労働省、内閣官房、内閣府	8月4日に社会資本整備審議会建築分科会第2回建築物等事故防止対策部会を臨時に開催し、千葉県北西部を震源とする地震におけるエレベーターの停止・閉じ込め等の状況と今後の対応方針について検討を行ったところ。第2回部会における審議を踏まえ、現在、国土交通省、消防庁、気象庁及び関係団体において課題解決に向けた技術的検討を行っており、10月頃を目途に開催される第3回部会において検討結果を中間報告する予定。(早急に実施できる対応策については措置し、検討に時間を要するものについてはその検討内容を報告する。)
早期復旧	関係団体と連携しながら早期復旧に向けた技術的課題等を整理し、必要な対策を図る。	国土交通省	

混乱防止	不安や混乱を避けるため、地震時のエレベーターの運行について建物管理者、利用者によく周知する。	国土交通省	
緊急地震速報のエレベーター制御への活用	エレベーター業界における緊急地震速報の利用にあたっての引き、同速報配信形態の検討を行う。	気象庁、国土交通省、内閣官房、内閣府	気象庁では、エレベーター協会等と協力して緊急地震速報の特徴や限界などを踏まえた基本的な情報の利用方法や利用にあたっての留意点などを取りまとめた、エレベーター制御への利用にあたっての「利用の手引き」を作成する予定。
エレベーターの解錠手段の確保	エレベーター解錠手段の確保の方策について、エレベーター協会等との間で検討を実施する。	消防庁	国土交通省、消防庁、エレベーター協会の関係団体打ち合わせ会議を実施し、今後の対応策について意見交換を行ったところであり、引き続き、エレベーターの解錠手段の確保について打合せ会議を実施し、方策を取りまとめる予定。

4 . 建築物の地震対策に関すること

検討課題	対 策	関係省庁等	検討状況
天井の落下防止対策(2)	大規模空間を持つ建築物の天井の状況を調査するとともに類似の事故の防止対策を講ずる。	国土交通省	全国の都道府県に対し、大規模空間を持つ建築物の天井の状況を緊急に調査し、その結果を国土交通省あて報告するとともに、必要に応じ、建築物の所有者等に対し適切な天井崩落防止対策を指導するよう通知した。さらに、今後新築される建築物に対する落下防止対策の徹底について通知した。

			<p>今後、以下の措置を実施予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修促進法を早急に見直し、建築物の耐震改修にあわせた振れ止めやクリアランスを設ける等の落下防止対策の強化
	<p>今回の地震災害時において、非構造部材である天井の落下が発生したことに鑑み、文教施設の非構造部材等の耐震性確保に関し、設置者に対する注意喚起を図る。</p>	文部科学省	<p>関係省庁と連携しつつ、文教施設における非構造部材等の耐震点検及び状況把握の実施並びに必要な応じた耐震改修等の適切な実施について関係教育委員会等に対し通知した。</p>
窓ガラスの落下防止対策（３）	<p>福岡県西方沖地震においてビルの窓ガラスが割れ道路へ大量落下したことを受け、ただちに全国の地方公共団体に対して、類似の建築物の点検及び必要な改修指導を行うよう通知。</p>	国土交通省	<p>6月末に、調査・指導の進捗状況についてとりまとめたところ、約1,000件について未改修の建築物が残っている。これらについては、各地方公共団体において、建築物の所有者等に対し、ガラスにフィルムを貼る、網入りガラスや合わせガラスに交換するなどの改修指導を実施しているところであるが、8月30日～9月5日の建築物防災週間時に改修指導を徹底するよう改めて通知したところである。</p> <p>今後の改善状況等については、9月末をめぐりとりまとめ、公表予定。</p>

5. 道路の点検・復旧に関すること

検討課題	対策	関係省庁等	検討状況
初動体制	<p>高速道路における道路管理者の非常参集体制の検証及び改善、公共交通機関が使用不能</p>	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ・公団民営化に先立って、首都高速道路公団及び日本道路公団において非常参集、情報伝達体制の見直しを図った。 ・より多くの情報源により初動対応するため、気象庁が発表する震度情報に加え、首都高速公団所有の地震計の震度情報の活用を強化することと

	の際の参集方法の確立を行うとともに、自ら設置する震度計の有効活用など震度情報収集を強化する。		した。 ・両公団所有の高速道路の画像情報の共有を公団と国土交通省において行えるようシステム構築を検討中。
情報伝達	地震発生時の初動対応における高速道路の現場情報の速やかな伝達を再徹底するとともに、高速道路の現場からのカメラ画像情報の活用など情報伝達のシステム化を行う。	国土交通省	
点検、通行規制（速やかな通行規制の解除）	首都高速等において、路線単位やエリア毎など地震規模に応じ、安全確認のレベルを保った上でのきめ細かな通行規制・緊急点検などの実施基準、点検実施の内容の改善を行う。	国土交通省	首都高速道路公団において、首都高速管内の1箇所でも基準とする震度を超えた場合に、全線を通行止めに行っている運用を、路線単位やエリア毎に通行止めとする運用に改める。さらに通行止め基準を超えた路線について、優先的に点検を行い、速やかな規制解除が出来るように改善する。
道路利用者への情報提供	点検内容、通行止め等の実施状況に応じた道路利用者へのきめ細かな情報提供方法を確立する。	国土交通省、内閣官房、内閣府	国土交通省、関係公団において、道路利用者や報道機関に対して、通行止め状況、解除見通しや解除等の状況について、迅速な情報提供を行うこととした。

6．電話の輻輳に関すること

検討課題	対 策	関係省庁等	検討状況
電話の輻輳対策	災害時の安否確認手段（災害用伝言板等）の提供及びその普及のための周知を行うとともに、携帯電話の音声通話とパケット通信の分離規制の導入により携帯電話のパケット通信（メール等）の疎通向上を図る。	総務省、内閣官房、内閣府	災害時には電話がつながりにくくなること、並びに安否情報等を確認するためには災害用伝言板及び電子メール等の利用が有効であることを、電気通信事業者及び業界団体を通じて周知しているところ。 また、現在、一部の第2世代携帯電話システムにおいては、音声通話とパケット通信の分離規制の機能が導入されており、この分離規制を第3世代携帯電話システムでも導入するための技術仕様の国際標準化が進められているところ。この標準化を受けて、平成18年早期から順次、分離規制の機能が導入される見込み。

7．断水に関すること

検討課題	対 策	関係省庁等	検討状況
老朽化した配水管等の破損による断水	引き続き、国庫補助事業等により、老朽化した配水管等の耐震化（敷設替等）を一層推進する。	厚生労働省	水道施設整備費補助（ライフライン機能強化等事業費）において、老朽管の更新や耐震機能を有する配水管の敷設を推進する。

注1）関係省庁等が複数ある場合、下線部の省庁が当該課題についての主務省庁。

注2）関係省庁等の欄に斜字で示している内閣官房（安全保障・危機管理担当）内閣府（防災担当）は、当該課題の検討状況を把握する。

注3）（1）は、7月23日に発生した千葉県北西部を震源とする地震及び8月16日に発生した宮城県沖を震源とする地震における検討課題。

(2) は、 8 月 1 6 日に発生した宮城県沖を震源とする地震における検討課題。

(3) は、 3 月 2 0 日に発生した福岡県西方沖を震源とする地震における検討課題。

その他は、 7 月 2 3 日に発生した千葉県北西部を震源とする地震における検討課題。